

議案第58号

二宮町税条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年12月1日提出

二宮町長 村田 邦子

[提案理由]

地方税法の改正に伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町税条例の一部を改正する条例

二宮町税条例（昭和50年二宮町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「第2項」を「第3項」に改める。

附則第15項第3号から第11号までの規定中「第30項」を「第27項」に改め、同項第12号中「第38項」を「第34項」に改め、同項第13号中「第39項」を「第35項」に改め、同項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とする。

附則第16項中「第20項」を「第23項」に改める。

附則第17項中「、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削る。

附則第18項中「第2号に」の次に「掲げる法第446条第1項第3号に」を加え、「及び次項において」を「から第23項までにおいて」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削る。

附則第19項中「、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削る。

附則中第30項を第33項とし、第21項から第29項までを3項ずつ繰り下げ、第20項の次に次の3項を加える。

21 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第17項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

22 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第18項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

23 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第19項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附 則 (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(固定資産税に関する経過措置)
- 2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日（平成30年6月6日）から令和3年3月31までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日（令和2年4月30日）から令和3年3月31までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
(軽自動車税に関する経過措置)
- 4 改正後の二宮町税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後

の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(議案第58号) 二宮町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(区分所有に係る家屋の補正の方法の申出)</p> <p>第21条 施行規則第15条の<u>3第3項</u>の規定による補正の方法の申出は、区分所有者の代表者が毎年1月31日までに当該補正の方法を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1~14 (略)</p> <p>(固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>15 法附則第15条第2項等に規定する条例で定める割合は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)・(2) (略) (3) 法附則第15条<u>第27項</u>第1号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 (4) 法附則第15条<u>第27項</u>第1号ロに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 (5) 法附則第15条<u>第27項</u>第1号ハに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 (6) 法附則第15条<u>第27項</u>第1号ニに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 (7) 法附則第15条<u>第27項</u>第2号イに規定する条例で定める割合は、12分の7とする。 (8) 法附則第15条<u>第27項</u>第2号ロに規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 (9) 法附則第15条<u>第27項</u>第3号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 (10) 法附則第15条<u>第27項</u>第3号ロに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 (11) 法附則第15条<u>第27項</u>第3号ハに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 (12) 法附則第15条<u>第34項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 (13) 法附則第15条<u>第35項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 	<p>(区分所有に係る家屋の補正の方法の申出)</p> <p>第21条 施行規則第15条の<u>3第2項</u>の規定による補正の方法の申出は、区分所有者の代表者が毎年1月31日までに当該補正の方法を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1~14 (略)</p> <p>(固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>15 法附則第15条第2項等に規定する条例で定める割合は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)・(2) (略) (3) 法附則第15条<u>第30項</u>第1号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 (4) 法附則第15条<u>第30項</u>第1号ロに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 (5) 法附則第15条<u>第30項</u>第1号ハに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 (6) 法附則第15条<u>第30項</u>第1号ニに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 (7) 法附則第15条<u>第30項</u>第2号イに規定する条例で定める割合は、12分の7とする。 (8) 法附則第15条<u>第30項</u>第2号ロに規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 (9) 法附則第15条<u>第30項</u>第3号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 (10) 法附則第15条<u>第30項</u>第3号ロに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 (11) 法附則第15条<u>第30項</u>第3号ハに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 (12) 法附則第15条<u>第38項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 (13) 法附則第15条<u>第39項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

改正後	改正前
(14) (略) (15) (略) (種別割の税率の特例) 16 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第23項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の種別割に係る第28条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略)	(14) <u>法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、零とする。</u> (15) (略) (16) (略) (種別割の税率の特例) 16 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第20項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の種別割に係る第28条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略)
17 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略)	17 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、 <u>当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> (略)
18 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項から第23項までにおいて「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略)	18 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第28条の規定の適用については、 <u>当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> (略)
19 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上	19 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上

改正後	改正前
<p>のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(略)</p> </div>	<p>のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(略)</p> </div>
20 (略)	20 (略)
<p>21 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第17項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>22 <u>法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第18項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>23 <u>法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第19項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	

改正後	改正前
(環境性能割の非課税)	(環境性能割の非課税)
<u>24</u> (略)	<u>21</u> (略)
(環境性能割の賦課徴収の特例)	(環境性能割の賦課徴収の特例)
<u>25</u> (略)	<u>22</u> (略)
(環境性能割の課税免除の特例)	(環境性能割の課税免除の特例)
<u>26</u> (略)	<u>23</u> (略)
(環境性能割の減免の特例)	(環境性能割の減免の特例)
<u>27</u> (略)	<u>24</u> (略)
(環境性能割の申告納付の特例)	(環境性能割の申告納付の特例)
<u>28</u> (略)	<u>25</u> (略)
(環境性能割の税率の特例)	(環境性能割の税率の特例)
<u>29</u> (略)	<u>26</u> (略)
<u>30</u> (略)	<u>27</u> (略)
<u>31</u> (略)	<u>28</u> (略)
(環境性能割に係る徴收取扱費の交付)	(環境性能割に係る徴收取扱費の交付)
<u>32</u> (略)	<u>29</u> (略)
<u>33</u> (略)	<u>30</u> (略)